

個人情報保護審査会「暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅
の使用を制限するための警察への個人情報提供について」継続審議資料

1	前回からの変更点	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
2	内容			
(1)	新規入居	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	2
(2)	同居承認	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	3
(3)	入居の承継	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	3
(4)	迷惑行為の禁止、住宅の明渡請求	・・・・・・	P	4 ~ 6
3	素案			
(1)	条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	7 ~ 14
(2)	規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	15 ~ 18
(3)	迷惑行為措置要綱	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	19 ~ 20
(4)	協定	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	21 ~ 23
4	公営住宅制度	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	24 ~ 25
5	他市の動向	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	26

1 前回からの変更点

(1) 警察への照会について

	前回の審査会の案	今回の案
新規入居	する	しない
同居承認 (新たに親族を同居させようとする場合)	する	しない
入居の承継 (入居名義人の死亡又は退去による承継)	する	しない
既入居者	特に必要があるとき	迷惑行為により特に必要があるとき

(2) 警察に提供する個人情報

前回の審査会の案	今回の案
氏名・生年月日・住所・本籍地	氏名・生年月日・住所

2 内容

暴力団員とは

集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員をいう。

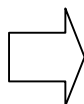
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号

（１） 「新規入居」

○ 条例第 5 条（入居者の資格）

【現行】

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 収入が国で定める一定基準額以下であること。
- (3) 住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 石狩市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。



【見直し後】

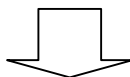
入居者資格を追加

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 収入が国で定める一定基準額以下であること。
- (3) 住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 石狩市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

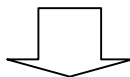
○ 事務フロー

入居申込書の提出（施行規則 別表第 1 号様式 P 15）

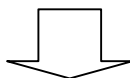
申請時に暴力団員でないことを誓約、警察署長の意見を聴くことがあることについて同意していただく必要があります



抽選会により入居予定者決定



入居のための資格審査



入居許可

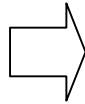
(2) 「同居承認」(新たに親族を同居させようとする場合)

A が入居名義人となって、市営住宅に入居している場合で、新たに B を同居させようとする場合

○ 条例第 11 条 (同居者の異動)

【現行】

市営住宅の入居者は、同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。



【見直し後】

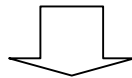
第 2 項を追加

入居者が新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、承認しない。

○ 事務フロー

同居承認申請書の提出 (施行規則 別表第 7 号様式 P 1 6)

申請時に暴力団員でないことを誓約、警察署長の意見を聴くことがあることについて同意していただく必要があります



同居の承認

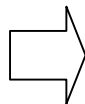
(3) 「入居の承継」(入居名義人の死亡又は退去による承継)

A が入居名義人となって、子 B と市営住宅に入居していた場合で、入居名義人の A が死亡した場合、新たに B が入居名義人となって引き続き入居しようとする場合

○ 条例第 12 条 (入居の承継)

【現行】

市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時における当該市営住宅の同居者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居者は、遅滞なく市長の承認を得なければならない。



【見直し後】

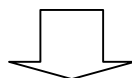
第 2 項を追加

引き続き居住を希望する者が暴力団員である場合は、承認しない。

○ 事務フロー

入居承継承認申請書の提出 (施行規則 別表第 10 号様式 P 1 7)

申請時に暴力団員でないことを誓約、警察署長の意見を聴くことがあることについて同意していただく必要があります



入居承継の承認

(4) 迷惑行為の禁止、住宅の明渡し請求

○ 条例第 22 条

第 22 条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

○ 迷惑行為措置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、石狩市営住宅条例(平成 9 年石狩市条例第 33 号)第 22 条に定める周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為(以下「迷惑行為」という。)が発生したときの措置に関し、必要な事項を定める。

(迷惑行為の定義)

第 2 条 条例第 22 条第 1 項に定める迷惑行為とは、市営住宅内、共同施設又は市営住宅敷地における次に掲げる行為をいう。

- (1) 楽器又はカラオケの演奏、大音量でのテレビ又は音楽等の視聴、大声、床又は壁等を叩く又は蹴ることなどにより、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こして、近隣入居者に対し安眠を妨害し、又は日常会話等の生活に支障を生じさせる行為。
- (2) 生ごみ等を放置することにより、悪臭又はハエ、ネズミ等を発生又は呼び寄せて、生活衛生上迷惑を及ぼす行為。
- (3) 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置する行為。
- (4) 高声、恫喝等の粗暴な言動により、近隣入居者や職員に対して、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為。
- (5) 近隣入居者や職員に対して、危害を加える行為又は恐怖感を与える行為。
- (6) その他共同生活の維持を阻害する行為。

(事実調査及び証拠収集)

第 3 条 迷惑行為発生の連絡を受けたときは、申立者、原因者、近隣入居者等に事実調査を行う。

- 2 前項に規定する調査において、迷惑行為の有無を明らかにするため、前項に掲げた者のメモ、写真、音声テープ又はビデオテープ等による記録及び証拠(以下「記録及び証拠等」という。)を収集する。
- 3 前条第 4 号又は第 5 号の迷惑行為により特に必要があるときは、市営住宅条例第 64 条の規定により、暴力団員であるかどうかについて、札幌方面北警察署長の意見を聴くことができる。

(是正指導)

第 4 条 前条の事実調査により、第 2 条各号に該当する行為の事実を確認したときは、直ちに原因者に対し、迷惑行為を止めるよう各種注意文書の発送、電話、臨戸訪問及び呼出し等による指導するとともに、今後当該行為を行わない旨の誓約書を提出させる。

- 2 原因者が前項の指導に従わない場合は、迷惑行為是正指示書を配達証明付内容証明郵便で通知する。

(明渡請求)

第5条 原因者が前条に従わない場合は、入居許可を取消し、条例第40条第5号の規定に基づき住宅の明渡しを請求する。ただし、当該迷惑行為が重大又は緊急性を有する場合には、第4条の規定にかかわらず、直ちに入居許可を取消し、住宅の明渡しの請求をすることができる。

○ 協定書

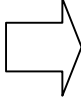
(照会)

第2条 石狩市長は、市営住宅条例等の規定により暴力団員による市営住宅等の使用の制限を行うため、市営住宅等の入居者等について暴力団員であるか否かを様式1により札幌方面北警察署長に照会することができる。

2 札幌方面北警察署長は、石狩市長から前項の照会があったときは、様式2により回答する。

○ 条例第40条(住宅の明渡請求)

【現行】

- 
- (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5) 同居者の異動・入居の承継の届出義務、現状回復義務、入居者の保管義務、迷惑行為の禁止、入居の権利の貸与・譲渡の禁止、目的外使用の禁止、模様替・増築の禁止、長期不使用の届出義務、立入検査の規定に違反したとき。
 - (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

【見直し後】

明渡請求事由を追加

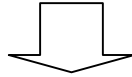
- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 同居者の異動・入居の承継の届出義務、現状回復義務、入居者の保管義務、迷惑行為の禁止、入居の権利の貸与・譲渡の禁止、目的外使用の禁止、模様替・増築の禁止、長期不使用の届出義務、立入検査の規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

○ 事務フロー

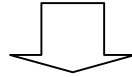
迷惑行為の発生(迷惑行為措置要綱第2条)

- (1) 楽器又はカラオケの演奏、大音量でのテレビ又は音楽等の視聴、大声、床又は壁等を叩く又は蹴ることなどにより、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こして、近隣入居者に対し安眠を妨害し、又は日常会話等の生活に支障を生じさせる行為。

- (2) 生ごみ等を放置することにより、悪臭又はハエ、ネズミ等を発生又は呼び寄せて、生活衛生上迷惑を及ぼす行為。
- (3) 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置する行為。
- (4) 高声、恫喝等の粗暴な言動により、近隣入居者や職員に対して、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為。
- (5) 近隣入居者や職員に対して、危害を加える行為又は恐怖感を与える行為。
- (6) その他共同生活の維持を阻害する行為。

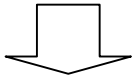


事実調査の開始（迷惑行為措置要綱第3条第1項）



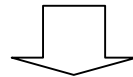
是正指導（迷惑行為措置要綱第4条第1項）

迷惑行為を止めるよう各種注意文書の発送、電話、臨戸訪問及び呼出し等による指導するとともに、今後当該行為を行わない旨の誓約書を提出



是正指導（迷惑行為措置要綱第4条第2項）

の指導に従わない場合は、迷惑行為是正指示書を通知する。

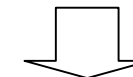


㊦ 警察への意見の聴取

- ・ 高声、恫喝等の粗暴な言動により、近隣入居者や職員に対して、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為
- ・ 近隣入居者や職員に対して、危害を加える行為又は恐怖感を与える行為

の迷惑行為により特に必要があるときは、暴力団員であるかどうかについて、札幌方面北警察署長の意見を聴くことができる。

（迷惑行為措置要綱第3条第3項、協定書第2条第1項、協定書 様式1 P22）



㊦ 警察署からの回答

（協定書第2条第2項、協定書 様式2 P23）

暴力団員でないとき

暴力団員であることが
判明したとき

- 1 明渡請求

の是正指導に従わない場合は、迷惑行為により住宅の明渡請求を行う（条例第40条第5号）

- 2 明渡請求

の是正指導に従わない場合は、迷惑行為に加え、不正入居を付加し、住宅の明渡請求を行う（条例第40条第1号、第5号）

明渡請求にあたり、札幌方面北警察署へ支援を要請

3 素案

(1) 条例

石狩市営住宅条例

前回の案	修正案
(入居者の資格) 第5条 市営住宅の入居者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第3項において「老人等」という。))にあっては、第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下同じ。</u>)があること。 (2) 入居者の収入がア、イ又はウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。 (4) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。 (5) 現に市税を滞納していない者であること。 <u>(6) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u>	(入居者の資格) 第5条 市営住宅の入居者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第3項において「老人等」という。))にあっては、第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下同じ。</u>)があること。 (2) 入居者の収入がア、イ又はウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。 (4) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。 (5) 現に市税を滞納していない者であること。 <u>(6) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u>

(入居者資格の特例) 第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、<u>前条第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u> 3 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号から<u>第6号まで</u>)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定) 第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 2 市長は、次条の規定により市営住宅の入居者を決定する場合を除き、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)を市営住宅の入居者として決定する。 3 市長は、市営住宅の入居者を決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。 (同居者の異動) 第11条 市営住宅の入居者は、同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、届出で足りるものとする。 2 <u>市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u> 3 入居者は、同居者が死亡又は転居によって同	(入居者資格の特例) 第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、<u>前条第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u> 3 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号から<u>第6号まで</u>)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居の申込み及び決定) 第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 2 市長は、次条の規定により市営住宅の入居者を決定する場合を除き、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)を市営住宅の入居者として決定する。 3 市長は、市営住宅の入居者を決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。 (同居者の異動) 第11条 市営住宅の入居者は、同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、届出で足りるものとする。 2 <u>市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u> 3 入居者は、同居者が死亡又は転居によって同
---	---

居しなくなったときは、市長に届け出なければならない (入居の承継) 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時における当該市営住宅の同居者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居者は、遅滞なく市長の承認を得なければならない。 <u>2 市長は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u> (家賃の減免及び徴収猶予) 第15条 市長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が疾病により長期にわたり療養を要するとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 <u>2 市長は、前項の規定による家賃の減免又は徴収の猶予の決定をした場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。</u> <u>(1) 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の減免又は徴収の猶予の決定を受けたことが判明したとき。</u> <u>(2) 市長が家賃の減免又は徴収の猶予の必要がなくなつたと認めるとき。</u> (修繕費用の負担) 第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(次条第4号に掲げる費用を除く。)は、市の負担とする。 2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕費用の負担については、別に定めるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、入居者は、その責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、市長の指示するところにより、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 (入居者の保管義務等)	居しなくなったときは、市長に届け出なければならない (入居の承継) 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時における当該市営住宅の同居者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居者は、遅滞なく市長の承認を得なければならない。 <u>2 市長は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u> (家賃の減免及び徴収猶予) 第15条 市長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が疾病により長期にわたり療養を要するとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 <u>2 市長は、前項の規定による家賃の減免又は徴収の猶予の決定をした場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。</u> <u>(1) 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の減免又は徴収の猶予の決定を受けたことが判明したとき。</u> <u>(2) 市長が家賃の減免又は徴収の猶予の必要がなくなつたと認めるとき。</u> (修繕費用の負担) 第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(次条第4号に掲げる費用を除く。)は、市の負担とする。 2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕費用の負担については、別に定めるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、入居者は、その責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、市長の指示するところにより、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 (入居者の保管義務等)
--	--

第21条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 第22条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 2 入居者は、同居者に前項の行為をさせないようにしなければならない。 第23条 入居者は、市営住宅を他の者に貸与し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。 第24条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。 第25条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。 2 市長は、前項ただし書の承認を行うときは、入居者が市営住宅を明け渡すときは入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。 3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 (長期不使用の届出) 第26条 市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、入居者は、市長の定めるところにより届出をしなければならない。 (住宅の明渡請求) 第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。 (5) 第11条、第12条、第19条第3項、第21条から第26条まで及び第62条第3項の規定に違反したとき。 (6) <u>入居者が第65条の規定による勧告に従わなかったとき。</u>	第21条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 第22条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 2 入居者は、同居者に前項の行為をさせないようにしなければならない。 第23条 入居者は、市営住宅を他の者に貸与し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。 第24条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。 第25条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。 2 市長は、前項ただし書の承認を行うときは、入居者が市営住宅を明け渡すときは入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。 3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 (長期不使用の届出) 第26条 市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、入居者は、市長の定めるところにより届出をしなければならない。 (住宅の明渡請求) 第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。 (5) 第11条、第12条、第19条第3項、第21条から第26条まで及び第62条第3項の規定に違反したとき。 (6) <u>入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u>
--	--

<u>(7)</u> 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた家賃との各月の差額にそれぞれ年5分の割合による支払期後の利息を付した額の合計に相当する額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。 5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行なう場合には、当該請求を行なう日の6月前の日までに、入居者にその旨を通知しなければならない。 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をするものとする。 (中堅所得者等の使用) 第49条 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者(以下「中堅所得者等」という。)の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を中堅所得者等に使用させることが必要であると認めるときは、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅を中堅所得者等に使用させることができる。 (入居者の資格) 第51条 第49条の規定により使用させる市営住宅の入居者は、中堅所得者等で<u>その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が</u>	<u>(7)</u> 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた家賃との各月の差額にそれぞれ年5分の割合による支払期後の利息を付した額の合計に相当する額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。 5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行なう場合には、当該請求を行なう日の6月前の日までに、入居者にその旨を通知しなければならない。 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をするものとする。 (中堅所得者等の使用) 第49条 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者(以下「中堅所得者等」という。)の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を中堅所得者等に使用させることが必要であると認めるときは、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅を中堅所得者等に使用させることができる。 (入居者の資格) 第51条 第49条の規定により使用させる市営住宅の入居者は、中堅所得者等で<u>その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が</u>
---	---

暴力団員でなく、市税を滞納していないものでなければならない。 (使用者の資格) 第56条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 市営住宅の入居者であること。 (2) 入居者又はその同居者が自ら使用するための駐車場を必要としていること。 (3) 第40条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。 (立入検査) 第62条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。 3 入居者は、正当な理由なく第1項の検査を拒み、又はこれを妨げてはならない。 4 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (意見の聴取) 第64条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。 (1) 第7条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族 (2) 第11条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 同居させようとする者 (3) 第12条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居している親族 (4) 第49条の規定により市営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族 2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者及び同居	暴力団員でなく、市税を滞納していないものでなければならない。 (使用者の資格) 第56条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 市営住宅の入居者であること。 (2) 入居者又はその同居者が自ら使用するための駐車場を必要としていること。 (3) 第40条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。 (立入検査) 第62条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。 3 入居者は、正当な理由なく第1項の検査を拒み、又はこれを妨げてはならない。 4 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (意見の聴取) 第64条 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。 (1) 第7条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族 (2) 第11条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 同居させようとする者 (3) 第12条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居している親族 (4) 第49条の規定により市営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族 2 市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、市営住宅の入居者及び同居
---	--

<u>者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> <u>(勧告)</u> <u>第65条</u> 市長は、前条第2項の規定による意見が述べられた場合であって市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して市営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。 (罰則) <u>第66条</u> (改正前第64条と同じ。) (委任) <u>第 67 条</u> (改正前第 65 条と同じ。)	<u>者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> <u>(勧告)</u> <u>第65条</u> 市長は、前条第2項の規定による意見が述べられた場合であって市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して市営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。 (罰則) <u>第65条</u> (改正前第64条と同じ。) (委任) <u>第 66 条</u> (改正前第 65 条と同じ。)
---	---

石狩市単身者住宅条例

前回の案	修正案
(入居者の資格) 第 4 条 単身者住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 単身者（現に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有しない者をいう。）であること。 (2) 現に市内に住所を有し、又は有することが確実な者であること。 (3) 現に市内に勤務場所を有する者であること。 (4) 毎月の収入が定まっている者で、第7条に規定する家賃を支払う能力を有するものであること。 (5) 現に市税を滞納していない者であること。 (6) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。 <u>(7) その者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u> (明渡請求) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、単身者住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 入居者が単身者住宅を故意にき損したと	(入居者の資格) 第 4 条 単身者住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 単身者（現に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有しない者をいう。）であること。 (2) 現に市内に住所を有し、又は有することが確実な者であること。 (3) 現に市内に勤務場所を有する者であること。 (4) 毎月の収入が定まっている者で、第7条に規定する家賃を支払う能力を有するものであること。 (5) 現に市税を滞納していない者であること。 (6) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。 <u>(7) その者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u> (明渡請求) 第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、単身者住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 入居者が単身者住宅を故意にき損したと

き。 (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上単身者住宅を使用しないとき。 (5) <u>入居者が第14条の規定による勧告に従わなかったとき。</u> (6) <u>入居者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、単身者住宅の管理運営上必要があると認めるとき。</u> (準用) 第12条 前各条に定めるもののほか、入居者の保管義務等については、石狩市営住宅条例（平成9年条例第33号）第21条から第26条まで（第22条第2項及び第24条ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条例第21条中「市営住宅又は共同施設」とあるのは「単身者住宅」と、同条例第23条から第26条までの規定中「市営住宅」とあるのは「単身者住宅」と読み替えるものとする。 (意見の聴取) <u>第13条 市長は、第5条の規定により決定しようとする場合において、入居申込者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> <u>2 市長は、単身者住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、単身者住宅の入居者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> (勧告) <u>第14条 市長は、前条第2項の規定による意見が述べられた場合であって単身者住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して単身者住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u> (過料) 第15条 （改正前第13条と同じ。） (委任) 第16条 （改正前第14条と同じ。）	き。 (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上単身者住宅を使用しないとき。 (5) <u>入居者が暴力団員であることが判明したとき。</u> (6) <u>入居者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、単身者住宅の管理運営上必要があると認めるとき。</u> (準用) 第12条 前各条に定めるもののほか、入居者の保管義務等については、石狩市営住宅条例（平成9年条例第33号）第21条から第26条まで（第22条第2項及び第24条ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条例第21条中「市営住宅又は共同施設」とあるのは「単身者住宅」と、同条例第23条から第26条までの規定中「市営住宅」とあるのは「単身者住宅」と読み替えるものとする。 (意見の聴取) <u>第13条 市長は、単身者住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、単身者住宅の入居者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> <u>2 市長は、単身者住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、単身者住宅の入居者が暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> (勧告) <u>第14条 市長は、前条第2項の規定による意見が述べられた場合であって単身者住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して単身者住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u> (過料) 第14条 （改正前第13条と同じ。） (委任) 第15条 （改正前第14条と同じ。）
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前にされた申込み及び申請については、なお従前の例による。

(2) 規則

石狩市営住宅条例施行規則

別記第 1 号様式

入居申込書				
住 宅 の 困 窮 状 況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。 4 適当な住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。 6 自己の責めによらない理由で、家主、貸し主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。 7 適当な住宅がないため、勤務先から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9 その他（具体的にお書きください。） { }			
	現 在 の 住 宅 の 状 況	現在居住している住宅の種類 1 借家 2 同居 3 貸間 4 民間アパート 5 賃貸マンション 6 寮 7 持家 8 道営住宅 9 公団・公社住宅 10 社宅 11 その他（ ）		
現在居住している住宅の間取り				
現在居住している住宅の家賃等				
現在居住している世帯構成				
このとおり入居の申込みをします。 1 この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ありません。 2 この申込書に偽りの事項があった場合は、市営住宅入居決定の取消しを受けても異議はありません。 3 この申込書に記載した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。 4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。 5 4 の事項に関して暴力団員であるかどうかについて札幌方面北警察署長の意見を聞くことができることについて同意します。 年 月 日 石狩市長 様 申込者氏名 印				
調査確認事項				
		当選	当選 ・ 落選	受付印
		団地		
		住戸		

別記第 7 号様式

石狩市営住宅同居承認申請書										
石狩市長 様					年 月 日					
					申請者 住 所 氏 名 印					
次の者を同居させたいので申請します。 <u>なお、同居させようとする者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。</u> <u>また、上記について暴力団員であるかどうかについて札幌方面北警察署長の意見を聞くことがあることについて同意します。</u>										
住 宅 等	所在地・団地名等			団地						
	入居者氏名						入居年月日			
同 居 さ せ る 者	氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤務先の名称・所在地			年 間 収 入		
								円		
								円		
								円		
	同居の理由									
同居させようとする者の所得証明及び住民票を添付してください。										
＜ 処 理 欄 ＞										
収入の総額				円		控 除 額 の 内 訳	同居親族控除額		円 × 人 =	円
控除額の合計				円			老人扶養控除額		円 × 人 =	円
認定収入年額				円			特定扶養親族控除額		円 × 人 =	円
収入月額				円			障害者控除額		円 × 人 =	円
収入超過基準				円			特別障害者控除額		円 × 人 =	円
収入階層				円			寡婦（夫）控除額		円 × 人 =	円
				円		控除額合計		円		
承認の適否								受付印		

別記第 10 号様式

石狩市営住宅入居承継承認申請書									
石狩市長 様					年 月 日				
					申請者 住 所 印				
					氏 名				
次の事由によりこの住宅に引き続き入居したいので申請します。									
なお、申請者及び申請者と現に同居している親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。									
また、上記について暴力団員であるかどうかについて札幌方面北警察署長の意見を聞くことがあることについて同意します。									
所在地・団地名等				団地					
新 名 義 人 氏 名						異動事項発生日			
現 名 義 人 氏 名									
入 居 承 継 の 理 由									
現 同 居 人	氏 名	続柄	生 年 月 日	備考	氏 名	続柄	生 年 月 日	備考	

< 処理欄 >

収入の総額	円	控除額の内訳	同居親族控除額	円 × 人 =	円
控除額の合計	円		老人扶養控除額	円 × 人 =	円
認定収入年額	円		特定扶養親族控除額	円 × 人 =	円
収 入 月 額	円		障害者控除額	円 × 人 =	円
収入超過基準	円		特別障害者控除額	円 × 人 =	円
収 入 階 層			寡婦（夫）控除額	円 × 人 =	円
			控除額合計	円	
家賃滞納状況	なし・あり（金額： 円 月数： ）				受付印
承認の適否					

石狩市単身者住宅条例施行規則

別記第 1 号様式

石狩市単身者住宅入居申込書			
入居希望住宅		住宅の名称	住宅番号
申込者	住所		
	電話番号		
	生年月日		
勤務先	勤務先の名称		採用年月日
	住所		
	電話番号		
税込月収額			
住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。 4 適当な住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。 6 自己の責めによらない理由で、家主、貸し主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。 7 適当な住宅がないため、勤務先から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9 その他（具体的にお書きください。） { }		
現在の状況の住宅	現在居住している住宅の種類 1 借家 2 同居 3 貸間 4 民間アパート 5 賃貸マンション 6 寮 7 持家 8 道営住宅 9 公団・公社住宅 10 社宅 11 その他（ ）		
このとおり入居の申込みをします。 1 この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ありません。 2 この申込書に偽りの事項があった場合は、単身者住宅入居決定の取消しを受けても異議はありません。 3 この申込書に記載した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。 4 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。 5 4 の事項に関して暴力団員であるかどうかについて札幌方面北警察署長の意見を聞くことがあることについて同意します。			
年 月 日			
石狩市長		様	
申込者氏名			印

(3) 要綱

石狩市営住宅等迷惑行為措置要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、石狩市営住宅条例（平成 9 年石狩市条例第 33 号）第 22 条に定める周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）が発生したときの措置に関し、必要な事項を定める。

（迷惑行為の定義）

第 2 条 条例第 22 条第 1 項に定める迷惑行為とは、市営住宅内、共同施設又は市営住宅敷地における次に掲げる行為をいう。

- (1) 楽器又はカラオケの演奏、大音量でのテレビ又は音楽等の視聴、大声、床又は壁等を叩く又は蹴ることなどにより、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こして、近隣入居者に対し安眠を妨害し、又は日常会話等の生活に支障を生じさせる行為。
- (2) 生ごみ等を放置することにより、悪臭又はハエ、ネズミ等を発生又は呼び寄せて、生活衛生上迷惑を及ぼす行為。
- (3) 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置する行為。
- (4) 高声、恫喝等の粗暴な言動により、近隣入居者や職員に対して、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為。
- (5) 近隣入居者や職員に対して、危害を加える行為又は恐怖感を与える行為。
- (6) その他共同生活の維持を阻害する行為。

（事実調査及び証拠収集）

第 3 条 迷惑行為発生連絡を受けたときは、申立者、原因者、近隣入居者等に事実調査を行う。

- 2 前項に規定する調査において、迷惑行為の有無を明らかにするため、前項に掲げた者のメモ、写真、音声テープ又はビデオテープ等による記録及び証拠（以下「記録及び証拠等」という。）を収集する。
- 3 前条第 4 号又は第 5 号の迷惑行為により特に必要があるときは、市営住宅条例第 64 条の規定により、暴力団員であるかどうかについて、札幌方面北警察署長の意見を聴くことができる。

（是正指導）

第 4 条 前条の事実調査により、第 2 条各号に該当する行為の事実を確認したときは、直ちに原因者に対し、迷惑行為を止めるよう各種注意文書の発送、電話、臨戸訪問及び呼出し等による指導するとともに、今後当該行為を行わない旨の誓約書を提出させる。

- 2 原因者が前項の指導に従わない場合は、迷惑行為是正指示書を配達証明付内容証明郵便で通知する。

（明渡請求）

第 5 条 原因者が前条に従わない場合は、入居許可を取消し、条例第 40 条第 5 号の規定に基づき住宅の明渡しを請求する。ただし、当該迷惑行為が重大又は緊急性を有する場合には、第 4 条の規定にかかわらず、直ちに入居許可を取消し、住宅の明渡しの請求をすることができる。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(4) 協定書

暴力団員による石狩市営住宅等の使用の制限に関する協定書（案）

石狩市長と札幌方面北警察署長とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による石狩市営住宅及び石狩市単身者住宅（以下「市営住宅等」という。）の使用の制限を行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、石狩市営住宅条例（平成 9 年石狩市条例第 3 3 号）及び石狩市単身者住宅条例（平成 1 7 年石狩市条例第 1 1 6 号）（以下これらを「市営住宅条例等」という。）の規定による暴力団員による市営住宅等の使用の制限を行うにあたり、石狩市と札幌方面北警察署が緊密に連携するため必要な事項について定める。

（照会）

第 2 条 石狩市長は、市営住宅条例等の規定により暴力団員による市営住宅等の使用の制限を行うため、市営住宅等の入居者等について暴力団員であるか否かを様式 1 により札幌方面北警察署長に照会することができる。

2 札幌方面北警察署長は、石狩市長から前項の照会があったときは、様式 2 により回答する。

（石狩市の責務）

第 3 条 石狩市は、札幌方面北警察署から提供された個人情報を適正に管理し、その情報は、暴力団員による市営住宅等の使用の制限を行う目的以外に使用しない。

（札幌方面北警察署の責務）

第 4 条 札幌方面北警察署は、石狩市から提供された個人情報を適正に管理し、その情報は、暴力団員による市営住宅等の使用の制限を行う目的以外に使用しない。

2 札幌方面北警察署は、石狩市が提起する暴力団員に対する市営住宅等の明渡請求訴訟等において、第 2 条により石狩市に提供した情報について立証する責任を負う。

（協定に定めのない事項）

第 5 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議して定める。

（協定の施行）

第 6 条 この協定は、平成 年 月 日から施行する。

第 年 月 日 号

札幌方面北警察署長 様

石狩市長

暴力団員による石狩市営住宅等の使用の制限に伴う情報提供について（照会）

暴力団員による石狩市営住宅等の使用の制限に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、下記の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるか否かを確認のうえ、回答願います。

記

1 . 照会者

フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

第 年 月 日 号

石狩市長 様

札幌方面北警察署長

暴力団員による石狩市営住宅等の使用の制限に伴う情報提供について（回答）

年 月 日付け〇〇〇第〇〇号で照会のありましたこのことについて、下記の者が、現時点において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員であるか否かを回答します。

記

1 . 回答者

フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	暴力団員 の該当	
			有	無
			有	無

4 公営住宅制度

(1) 公営住宅法

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 省略

(公営住宅の供給)

第 3 条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

(国及び都道府県の援助)

第 4 条 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体に対して、公営住宅の供給に関し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えなければならない。

2 都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対して、公営住宅の供給に関し、財政上及び技術上の援助を与えなければならない。

石狩市営住宅条例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

石狩市単身者住宅条例

(設置)

第 1 条 市内に就労し、住宅に困窮する単身者に対し住宅を賃貸するため、石狩市単身者住宅（以下「単身者住宅」という。）を設置する。

(2) 入居条件

石狩市営住宅の入居条件は、

収入が国で定める一定基準額以下（平成 2 0 年度までは月収入 2 0 万円、平成 2 1 年度から 1 5 万 8 千円）であること。

住宅に困窮していることが明らかな者であること。（持家がない）

石狩市内に住所又は勤務場所を有する者であること。

市税を滞納していない者であること。

であり、この要件を満たす者であれば入居申込み資格があります。

(3) 市営住宅の概要

市内 21 か所に団地があり、住宅戸数は合計 404 戸、入居世帯数は 379 世帯である。

また、入居者の半数が 60 歳を超えており（平均年齢 59 歳）、月収入が 1 2 万 3 千円以下の方が 8 割を占めています。

(4) 入居者の選定手続

平成 19 年度は 21 戸の募集を行いました。入居申込書を受理し、抽選（平均競争倍率は 1.6 倍、なかには 23 倍にも達するものもある）により一定数に絞ったうえで住民票、所得証明書等を提出させて審査を行い、入居者を決定している。

5 他市の動向

(1) 条例の改正状況 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)

	実施済	実施予定を含む
都道府県	9 3 . 6 %	9 5 . 7 %
政令市	8 8 . 2 %	9 4 . 1 %
市区町村	3 9 . 0 %	4 9 . 8 %

(2) 道内他市の状況

北海道	平成 2 0 年 4 月 1 日から施行
旭川市	平成 2 0 年 4 月 1 日から施行
岩見沢市	平成 2 0 年 4 月 1 日から施行
稚内市	平成 2 0 年 4 月 1 日から施行
室蘭市	平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行
帯広市	平成 2 0 年 1 1 月 1 日から施行
小樽市	平成 2 1 年 1 月 1 日から施行
函館市	平成 2 1 年 1 月 1 日から施行
札幌市	平成 2 1 年 7 月 1 日から施行予定